

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（平成29年10月1日改正）

現 行	改 正 後
用地調査等業務費積算基準	用地調査等業務費積算基準
<p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、宮崎県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額等の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等業務の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 土地評価</p> <p>(10) 第13 補償説明</p> <p>(11) 第14 消費税等調査</p> <p>(12) 第15 工損調査等</p> <p>3 第5権利調査のうち 1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）に基づくものとする。</p> <p>4 土地の測量調査（用地測量）については、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」（宮崎県県土整備部）によるものとする。</p> <p>5 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用（見積による予定価格の算定を含む。）して行うことができるものとする。</p>	<p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、宮崎県の所掌する公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額等の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等業務の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 土地評価</p> <p>(10) 第13 補償説明</p> <p>(11) 第14 消費税等調査</p> <p>(12) 第15 工損調査等</p> <p>3 第5権利調査のうち 1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）に基づくものとする。</p> <p>4 土地の測量調査（用地測量）については、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」（宮崎県県土整備部）によるものとする。</p> <p>5 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用（見積による予定価格の算定を含む。）して行うことができるものとする。</p>

現 行						改 正 後							
(別表) 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表						(別表) 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表							
区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考	区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考		
共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの 回数は各区分 ごとに記載の 標準回数を参 照のこと。	共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの 回数は各区分 ごとに記載の 標準回数を参 照のこと。		
土 地 の 登 記 記 録 等 の 調 査	地図転写		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。	土 地 の 登 記 記 録 等 の 調 査	地図転写		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。		
	地積測量図転写		m ²	100			地積測量図転写		m ²	100			
	土地の登記記録の調査		m ²	100			土地の登記記録の調査		m ²	100			
	建物の登記記録の調査		戸	1	建物の登記記録の調査			戸	1				
	権利者確認調査	当初		m ²	100		数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。	権利者確認調査	当初		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。
		追跡		人	1				追跡		人	1	
転写連続図作成			m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。	転写連続図作成			m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。		
墓 地	打合せ協議	中間打合せ	回	1		墓 地	打合せ協議	中間打合せ	回	1			

現 行						改 正 後							
管理者等の調査	墓地管理者等の調査		使用者	1		管理者等の調査	墓地管理者等の調査		使用者	1			
	土地の利用履歴等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			土地の利用履歴等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		法令関係資料の調査		m ²	100		数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。		法令関係資料の調査		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。
		現況利用調査		m ²	100				現況利用調査		m ²	100	
		聞き取り等調査 (自治体)		機関	1				聞き取り等調査 (自治体)		機関	1	
		登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100				数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	
		地形図等調査		m ²	100		地形図等調査				m ²	100	
		聞き取り等調査 (地元精通者)		m ²	100		聞き取り等調査 (地元精通者)				m ²	100	
		報告書作成		業務	1				報告書作成		業務	1	
建物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1			
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1			
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1			

現 行					改 正 後				
木造特殊建物		棟	1		木造特殊建物		棟	1	
非木造建物		棟	1		非木造建物		棟	1	
建物等の法令適合性の調査		棟	1		建物等の法令適合性の調査		棟	1	
機械設備		事業所	1		機械設備		事業所	1	
機械設備	見積	台	1		機械設備	見積	台	1	
生産設備		設 備	1		生産設備		設 備	1	
					<u>生産設備</u>	<u>見積</u>	<u>台</u>	<u>1</u>	
附帯工作物		戸	1		附帯工作物		戸	1	
附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1		附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
独立工作物		箇 所	1		独立工作物		箇 所	1	
立竹木		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。	立竹木		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。
庭園		箇 所	1		庭園		箇 所	1	
墳墓等		m ²	1		墳墓等		m ²	1	
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
照応建物の設計案の作成等		案	1		照応建物の設計案の作成等		案	1	

現 行					改 正 後				
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	現地踏査		業 務	1	
	営業		事業所	1	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	居住者		世 帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店 舗	1		店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	その他	仮住居有	世 帯	1	
仮住居無		世 帯	1	仮住居無		世 帯	1		
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	現地踏査		業 務	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地全体の配置		事業所	1	敷地全体の配置		事業所	1	
	建物		棟	1	建物		棟	1	

現 行					改 正 後					
移 転 工 法 案 の 検 討	機械設備等		事業所	1		機械設備等		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		権利者	1		敷地使用実態の調査		権利者	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		権利者	1		移転工法案の作成		権利者	1	
	照応建物の詳細設計	図面作成費	枚	1		照応建物の詳細設計	図面作成費	枚	1	
	機械設備		事業所	1		機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1		機械設備	見積	台	1	
					<u>生産設備</u>		<u>設備</u>	<u>1</u>		
					<u>生産設備</u>	<u>見積</u>	<u>台</u>	<u>1</u>		
事 業 認 定 申 請 図 書	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1		現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1		資料の収集及び作成		業 務	1	

現 行					改 正 後						
の 作 成	調書等の作成		業 務	1		の 作 成	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面作成		種 類	1			添付図面作成		種 類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)の作成		件	1			裁決申請書(案)の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1			図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1				土地調書添付図面	筆	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1			
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)の 作成	物件有	件	1			明渡裁決申立書(案)の 作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	図面の作成		件	1			図面の作成		件	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1			

現 行						改 正 後					
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1		再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1			現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1			営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置 (再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1			仮営業所設置 (再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1		賃貸物件	事業所		1			
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1		土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1			地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1			標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		100画地	1			各画地の評価格算定		100画地	1	
	残地補償金算定		100画地	1			残地補償金算定		100画地	1	
	評価格の調整		業 務	1			評価格の調整		業 務	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1			概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1	

現 行					改 正 後						
	説明資料の作成等	補償説明等 A	権利者	1	説明資料の作成等	補償説明等 A	権利者	1			
		補償説明等 B	権利者	1		補償説明等 B	権利者	1			
	補償説明	補償説明等 A	権利者	1	補償説明	補償説明等 A	権利者	1			
		補償説明等 B	権利者	1		補償説明等 B	権利者	1			
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1		消費税等調査	営業調査有	事業者	1		
		営業調査無	事業者	1			営業調査無	事業者	1		
事前調査・事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	事前調査・事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1		
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟		1	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟	1
		区分所有建物		戸		1		区分所有建物		戸	1
		工作物		箇所		1		工作物		箇所	1
	事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟		1	事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物		棟	1
区分所有建物			戸	1	区分所有建物			戸	1		

現 行					改 正 後					
	算定	工作物	箇所	1		算定	工作物	箇所	1	
		木造建物・非木造建物	棟	1			木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1			区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1	
費用負担説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1		概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成		権利者	1		説明資料等の作成		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1		費用負担説明		権利者	1	

現 行				改 正 後											
第5 権利調査 1 土地の登記記録等の調査 権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査及び転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。 表5-1				第5 権利調査 1 土地の登記記録等の調査 権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査及び転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。 表5-1											
種 目		備 考		種 目		備 考									
地図転写		この種目の直接人件費の積算歩掛は、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛 第7節用地測量を適用する。 (各種目に係る材料費、機械経費の率においても同様)		地図転写		この種目の直接人件費の積算歩掛は、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛 第7節用地測量を適用する。 (各種目に係る材料費、機械経費の率においても同様)									
地積測量図転写				地積測量図転写											
土地の登記記録の調査				土地の登記記録の調査											
建物の登記記録の調査				建物の登記記録の調査											
権利者の確認調査（当初）				権利者の確認調査（当初）											
権利者の確認調査（追跡）				権利者の確認調査（追跡）											
転写連続図の作成				転写連続図の作成											
2 墓地管理者等の調査 (1) 打合せ協議 中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。 (2) 墓地管理者の調査 墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。 表5-2				2 墓地管理者等の調査 (1) 打合せ協議 中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。 (2) 墓地管理者の調査 墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。 表5-2											
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業 調 査	内 業 図面等 算 定	計	備考	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業 調 査	内 業 図面等 算 定	計	備考
墓地管理者等調査	使用者 (施主)	—	技師 B 技師 C	<u>0.38</u> <u>0.38</u>	<u>0.04</u> <u>0.18</u>	— —	0.42人 <u>0.56人</u>	墓地管理者等調査	使用者 (施主)	—	主任技師 技師 B 技師 C	<u>—</u> <u>0.39</u> <u>0.39</u>	<u>0.02</u> <u>0.03</u> <u>0.19</u>	— — —	<u>0.02人</u> 0.42人 <u>0.58人</u>

現 行	改 正 後																																
<p>第6 建物等の調査</p> <p>4 建物の調査 建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物</td> <td>主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物</td> <td>主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 木造建物の調査及び算定 木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物 A</td> <td>専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 B</td> <td>農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 C</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物	木造特殊建物	木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物	非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）	区 分	判 断 基 準	木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの	木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの	木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。	<p>第6 建物等の調査</p> <p>4 建物の調査 建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物</td> <td>主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物</td> <td>主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 木造建物の調査及び算定 木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業 <u>（図面等）</u>）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物 A</td> <td>専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 B</td> <td>農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 C</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物	木造特殊建物	木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物	非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）	区 分	判 断 基 準	木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの	木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの	木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。
区 分	判 断 基 準																																
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物																																
木造特殊建物	木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物																																
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）																																
区 分	判 断 基 準																																
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの																																
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの																																
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。																																
区 分	判 断 基 準																																
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物																																
木造特殊建物	木造建物のうち、建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物																																
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）																																
区 分	判 断 基 準																																
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの																																
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの																																
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。																																

現 行

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

表6-6

建 物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 1400㎡未満
3.00	4.00	5.30

改 正 後

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

表6-6

建 物 延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 1400㎡未満
3.00	4.00	5.30

現 行								改 正 後									
(2) 木造特殊建物の調査及び算定 木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。								(2) 木造特殊建物の調査及び算定 木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業 <u>（図面等）</u> ）を70パーセントに補正するものとする。									
表6-7								表6-7									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人		木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17人					技師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人					技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33人					技師 C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人					技師 D	—	—	0.12	0.12人	
注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。								注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。									
表6-8								表6-8									
建 物 延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満			建 物 延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満				
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60			補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60				
		300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満							300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満						
		3.50	4.70							3.50	4.70						

現 行		改 正 後	
<p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p>		<p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業 <u>(図面等)</u>）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p>	
区 分	構 造	区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）	非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）
表6-10		表6-10	
区 分	判 断 基 準	補 正 率	
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0	
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3	
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。	0.7	
区 分	判 断 基 準	補 正 率	
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0	
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3	
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。	0.7	
注 本表を適用し、歩掛を補正するときは、小数点以下第3位を切捨てとする。		注 本表を適用し、歩掛を補正するときは、小数点以下第3位を切捨てとする。	

現 行								改 正 後										
構造計算を行わない場合								構造計算を行わない場合										
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定			
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途に よる区 分イの 場合	
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人						技師 A	0.87	1.81	—		2.68人
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人						技師 B	0.87	3.62	1.35		5.84人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39		0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12		0.12人
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途に よる区 分イの 場合	
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08人						技師 A	0.67	1.41	—		2.08人
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人						技師 B	0.67	2.71	1.15		4.53人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39		0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12		0.12人
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途に よる区 分イの 場合	
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39人						技師 A	0.98	1.41	—		2.39人
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人						技師 B	0.98	2.97	0.81		4.76人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39		0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12		0.12人
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59人	用途に よる区 分イの 場合	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人						技師 B	0.41	1.47	0.27		2.15人
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人						技師 C	0.41	0.66	0.19		1.26人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12		0.12人

現 行								改 正 後									
構造計算を行う場合								構造計算を行う場合									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51人						技師 A	0.87	9.64	—	10.51人
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人						技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39	0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12	0.12人
非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人						技師 A	0.67	8.12	—	8.79人
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人						技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39	0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12	0.12人
非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38人						技師 A	0.98	6.40	—	7.38人
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人						技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人						技師 C	—	0.27	0.39	0.66人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12	0.12人
非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94人	用途に よる区 分イの 場合	非木造建物 D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人						技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人						技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人
			技師 D	—	—	0.12	0.12人						技師 D	—	—	0.12	0.12人

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

現 行						改 正 後																									
表6-12						表6-12																									
建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	建 物 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満																				
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">3,000㎡以上 4,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">4,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.20</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> <td style="text-align: center;">5.20</td> <td style="text-align: center;">6.20</td> <td style="text-align: center;">7.50</td> </tr> </table>						1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">3,000㎡以上 4,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">4,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.20</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> <td style="text-align: center;">5.20</td> <td style="text-align: center;">6.20</td> <td style="text-align: center;">7.50</td> </tr> </table>						1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50
1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満																											
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50																											
1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満																											
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">7,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上 15,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">15,000㎡以上 21,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.50</td> <td style="text-align: center;">12.30</td> <td style="text-align: center;">15.90</td> </tr> </table>						7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満	9.50	12.30	15.90	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">7,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上 15,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">15,000㎡以上 21,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9.50</td> <td style="text-align: center;">12.30</td> <td style="text-align: center;">15.90</td> </tr> </table>						7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満	9.50	12.30	15.90								
7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満																													
9.50	12.30	15.90																													
7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満																													
9.50	12.30	15.90																													
<p>5 建物等の法令適合性の調査及び算定 建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消化に関する技術的基準)、第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。</p>						<p>5 建物等の法令適合性の調査及び算定 建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消化に関する技術的基準)、第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-13によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-14により行うものとする。</p>																									
表6-13						表6-13																									
区 分	区 分 の 細 目					区 分	区 分 の 細 目																								
法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物)					法令適合性調査(1)	木造建物(建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物)																								
法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物)					法令適合性調査(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物)																								
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)					法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)																								

現 行									改 正 後										
表6-14									表6-14										
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	図面等							調 査	図面等	調 査	図面等		
法令適合性調査(1) 木造建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人		法令適合性調査(1) 木造建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人			
			技師 B	-	0.43	0.18	0.61人	技師 B				-	0.43	0.18	0.61人				
			技師 C	-	0.43	-	0.43人	技師 C				-	0.43	-	0.43人				
法令適合性調査(2) 木造建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人		法令適合性調査(2) 木造建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人			
			技師 B	-	1.18	0.43	1.61人	技師 B				-	1.18	0.43	1.61人				
			技師 C	-	1.12	-	1.12人	技師 C				-	1.12	-	1.12人				
法令適合性調査(3) 木造建物・非木造 建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人		法令適合性調査(3) 木造建物・非木造 建物	棟	-	技師 A	-	-	0.06	0.06人			
			技師 B	-	0.75	0.31	1.06人	技師 B				-	0.75	0.31	1.06人				
			技師 C	-	0.68	-	0.68人	技師 C				-	0.68	-	0.68人				

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等によって稼働させ、主として製品等の製造若しくは加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらなくても、機械を主体とした排水処理施設等をいう。

この場合にキュービクル受変電設備、機械設備を稼働させるための動力(変電設備を含む。)、ガス設備、給排水設備等の配管、配線及び機械類を含むものとする(建築設備を除く。)

ア 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備BをCとする場合)

① 機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる)工場より多い。

② 配管、配線の系統が複雑(クロスしたり、分岐・集合している)かつ多い。

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造若しくは加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

ア 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備BをCとする場合)

① 機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる)工場より多い。

② 配管、配線の系統が複雑(クロスしたり、分岐・集合している)かつ多い。

現 行		改 正 後	
③ 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。 ④ プラント（原材料を投入すれば製品又は半製品となる）化機械（装置）が多い。 ⑤ 規模の大きな機械が多い。 ⑥ 特殊な機械が多い。 ⑦ 製品等の多種品の製造装置を持っている。 ⑧ 受電契約電圧が6,000V以上である。		③ 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。 ④ プラント（原材料を投入すれば製品又は半製品となる）化機械（装置）が多い。 ⑤ 規模の大きな機械が多い。 ⑥ 特殊な機械が多い。 ⑦ 製品等の多種品の製造装置を持っている。 ⑧ 受電契約電圧が6,000V以上である。	
表6-15		表6-15	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。	機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場	機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業	機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業

現 行		改 正 後	
	ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、 冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダ イカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業		ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、 冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダ イカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等 の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼 等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、 電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転 車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、 時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器 具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺 場、廃棄物処理等	機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等 の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼 等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、 電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転 車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、 時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器 具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺 場、廃棄物処理等
機械設備E	機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書 に該当すると判断されたもの	機械設備E	機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書 に該当すると判断されたもの
イ 機械設備の調査及び算定 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16によ り行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、 歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものと する。 ① 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械 設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮し て設定するものとする。 ② 機械設備の高さは、3メートルを標準とし、3メートル以上の機械設 備が多数存在するときは、それらに相当する面積を加算するものとする。 ③ 機械設備の積算において、再築費の見積書を徴収するときは、表6-16 の歩掛のうち算定の項目について、表6-18の補正を行うものとする。		イ 機械設備の調査及び算定 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16によ り行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、 歩掛（調査外業、調査内業（ <u>図面等</u> ））を70パーセントに補正するものとす る。 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものと する。 ① 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械 設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮し て設定するものとする。 ② 機械設備の高さは、3メートル未 満 までを標準とし、3メートル以上 の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を 加算するものとする。	

表6-16

区 分	単 位	規 模	職 種	現 行			計	備 考
				外 業	内 業			
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	<u>0.54</u>	<u>0.19</u>	<u>0.09</u>	<u>0.82人</u>	
			技師 A	<u>0.54</u>	<u>0.70</u>	<u>0.39</u>	<u>1.63人</u>	
			技師 B	<u>0.54</u>	<u>0.90</u>	<u>0.06</u>	<u>1.50人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>1.46</u>	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>2.45人</u>	
			技師 A	<u>1.46</u>	<u>1.89</u>	<u>1.08</u>	<u>4.43人</u>	
			技師 B	<u>1.46</u>	<u>2.43</u>	<u>0.17</u>	<u>4.06人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>1.79</u>	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>2.78人</u>	
			技師 A	<u>1.79</u>	<u>2.35</u>	<u>1.35</u>	<u>5.49人</u>	
			技師 B	<u>1.79</u>	<u>3.03</u>	<u>0.21</u>	<u>5.03人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>2.00</u>	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>2.99人</u>	
			技師 A	<u>2.00</u>	<u>2.70</u>	<u>1.54</u>	<u>6.24人</u>	
			技師 B	<u>2.00</u>	<u>3.45</u>	<u>0.23</u>	<u>5.68人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>2.27</u>	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>3.26人</u>	
			技師 A	<u>2.27</u>	<u>3.05</u>	<u>1.74</u>	<u>7.06人</u>	
			技師 B	<u>2.27</u>	<u>3.93</u>	<u>0.29</u>	<u>6.49人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

表6-16

区 分	単 位	規 模	職 種	改 正 後			計	備 考
				外 業	内 業			
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	<u>0.44</u>	<u>0.14</u>	<u>0.40</u>	<u>0.98人</u>	
			技師 A	<u>0.44</u>	<u>0.75</u>	<u>0.40</u>	<u>1.59人</u>	
			技師 B	<u>0.44</u>	<u>0.93</u>	—	<u>1.37人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.94</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.96人</u>	
			技師 A	<u>0.94</u>	<u>2.29</u>	<u>2.31</u>	<u>5.54人</u>	
			技師 B	<u>0.94</u>	<u>2.76</u>	—	<u>3.70人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>1.18</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>2.20人</u>	
			技師 A	<u>1.18</u>	<u>2.87</u>	<u>2.89</u>	<u>6.94人</u>	
			技師 B	<u>1.18</u>	<u>3.45</u>	—	<u>4.63人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>1.35</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>2.37人</u>	
			技師 A	<u>1.35</u>	<u>3.30</u>	<u>3.33</u>	<u>7.98人</u>	
			技師 B	<u>1.35</u>	<u>3.97</u>	—	<u>5.32人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>1.53</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>2.55人</u>	
			技師 A	<u>1.53</u>	<u>3.73</u>	<u>3.76</u>	<u>9.02人</u>	
			技師 B	<u>1.53</u>	<u>4.49</u>	—	<u>6.02人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

現 行						改 正 後																									
機械設備 A の場合 表6-17						機械設備 A の場合 表6-17																									
機械設備 の 面 積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満				機械設備 の 面 積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																							
補 正 率	0.80	1.00				補 正 率	0.80	1.00																							
機械設備 B、C、D及びE の場合						機械設備 B、C、D及びE の場合																									
機械設備 の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	機械設備 の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満																				
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30																				
<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40	<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
<table border="1"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60	<table border="1"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60												
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														
表6-18																															
<u>100㎡当たりの見積台数</u>		<u>算定歩掛の補正率</u>																													
0.2台未満		0.90																													
0.2台以上0.5台未満		0.80																													
0.5台以上 1 台未満		0.70																													
1 台以上		0.60																													

現 行							改 正 後									
<p>ウ 機械設備（生産設備を含む。）の見積 機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、<u>復元することによって従前の機能を回復することが著しく困難なもの及び移転工法との関連で再築費の補償が相当と認められるもので、当該機械設備等の再築費の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、製造メーカー等でなければ困難と認められるもの</u>についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表6-19</u>によって行うものとする。 <u>なお、機械設備の区分は、表6-15による。</u></p>							<p>ウ 機械設備の見積 機械設備の見積とは、<u>機器等購入費等を算定するに当たり、専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等</u>についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表6-18</u>によって行うものとする。</p>									
表6-19							表6-18									
機械設備の区分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	
			現 地 調 査	資 料 収 集	見 積 書 作 成						調 査	図 面 等	算 定			
A、Bに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.27	—	0.12	0.39人		機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.27	0.27	0.54	0.14					0.91	0.14	1.19人			
C、Dに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.35	—	0.12	0.47人										
			0.35	0.35	0.54											
Eに相当するもの	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.54	—	0.12	0.66人										
			0.54	0.54	0.54											
<p><u>注1</u> 生産設備の見積を徴収するときは、生産設備の程度によって本表の区分に該当するものを認定する。</p> <p><u>注2</u> 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p><u>注3</u> 現地調査を行うことが困難なときは、<u>資料収集</u>の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</p> <p><u>注4</u> 本表<u>歩掛</u>は、原則として2社の見積の徴収に要する費用である。</p>							<p><u>注1</u> 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p><u>注2</u> 現地調査を行うことが困難なときは、<u>調査内業（図面等）</u>の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</p> <p><u>注3</u> 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用<u>を含んだ歩掛</u>である。</p>									

現 行		改 正 後	
<p>(2) 生産設備の調査及び算定 生産設備とは、当該施設が製品等の製造に直接又は間接的に係わっているもの及び営業を行う上で必要となる施設とし、その区分は、表6-20によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。 <u>なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">表6-20</p>		<p>(2) 生産設備 生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。</p> <p>ア 生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-19</p>	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、 <u>育成</u> 、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等	生産設備A	製品等の製造、 <u>畜生</u> 、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛、 <u>豚</u> 、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等	生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、 <u>育成</u> 、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必要 <u>なもの</u> 工場等の貯水池、浄水池（調整 <u>又は</u> 沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等	生産設備C	製品等の製造、 <u>畜生</u> 、養殖又は営業に <u>は</u> 直接的には係わらないが、間接的に必要 <u>となるもの</u> 工場等の貯水池、浄水池（調整 <u>池及び</u> 沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、 <u>野立の広告施設</u> 、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等	生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
		<p>イ 生産設備の調査及び算定 <u>生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。</u></p>	

現 行								改 正 後									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定							調 査	図 面 等	算 定		
表6-21																	
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42人		生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42人	
			技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27人					技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27人	
			技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94人					技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人					技師 D	—	—	0.06	0.06人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50人		生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50人	
			技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58人					技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58人	
			技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10人					技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人					技師 D	—	—	0.06	0.06人	
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34人		生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34人	
			技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03人					技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03人	
			技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78人					技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人					技師 D	—	—	0.06	0.06人	
生産設備D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25人		生産設備D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25人	
			技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56人					技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56人	
			技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46人					技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人					技師 D	—	—	0.06	0.06人	
注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 表6-22 の補正率を適用するものとする。									注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、 表6-21 の補正率を適用するものとする。								
表6-22																	
設 備 の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満												
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60												
表6-21																	
設 備 の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	設 備 の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満						
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60						

現 行				改 正 後																												
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満																									
3.40	4.70	6.20	7.50	3.40	4.70	6.20	7.50																									
				<p style="color: red;">ウ 生産設備の見積</p> <p style="color: red;">生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり、専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right; color: red;">表6-22</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">単 位</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 業</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">計</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">調 査</th> <th style="text-align: center;">図面等</th> <th style="text-align: center;">算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生産設備の見積</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">台 (装置)</td> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> <td style="text-align: center;">0.59人</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.41</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.87人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 10px;">注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="color: red;">注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</p> <p style="color: red;">注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。</p>				区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考	調 査	図面等	算 定	生産設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.23	-	0.36	0.59人		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87人	
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考																									
			調 査	図面等	算 定																											
生産設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.23	-	0.36	0.59人																										
		技師 A	0.23	0.41	0.23	0.87人																										

現 行		改 正 後	
<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定 附帯工作物とは、<u>調査区域（敷地）内において、建物、機械設備、生産設備、庭園及び墳墓等として取り扱うもの以外のものをいい、</u>これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-23</p>		<p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定 附帯工作物とは、<u>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、</u>これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業、<u>（図面等）</u>）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-23</p>	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡未満のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡未満のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

現 行								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	

表6-24

改 正 後								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13人	

表6-24

現 行									改 正 後								
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人					技師 B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人					技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人					技師 D	—	—	0.18	0.18人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43人					技師 B	0.13	—	0.30	0.43人	
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83人					技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人					技師 D	—	—	0.15	0.15人	

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

現 行		改 正 後	
<p>ただし、表6-26の区分欄の<u>立木</u>に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-26</p>		<p>ただし、表6-26の区分欄の<u>庭木等</u>に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-26</p>	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
<u>立 木</u>	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに<u>育成</u>するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植え込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>	<u>庭 木 等</u>	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は<u>防風、</u>防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹<u>及び</u>広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに<u>生育</u>するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植え込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林 (自然生林)	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。	薪 炭 林 (自然生林)	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹 (果実園)	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。	収 穫 樹 (果実園)	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	竹 林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。

現 行								改 正 後									
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。							苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。								
表6-27								表6-27									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
用材林	1,000m ²	-	技師 B 技師 C 技師 D	<u>0.25</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.33人</u>		用材林	1,000m ²	-	<u>主任技師</u> 技師 B 技師 C 技師 D	-	-	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	
				<u>0.25</u>	<u>0.27</u>	0.18	<u>0.70人</u>						<u>0.23</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	<u>0.37人</u>	
				<u>0.25</u>	-	<u>0.06</u>	<u>0.31人</u>						<u>0.23</u>	<u>0.47</u>	0.18	<u>0.88人</u>	
													<u>0.23</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.38人</u>	
薪炭林 (自然生林)	1,000m ²	-	技師 B 技師 C 技師 D	<u>0.38</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.46人</u>		薪炭林 (自然生林)	1,000m ²	-	<u>主任技師</u> 技師 B 技師 C 技師 D	-	-	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	
				<u>0.38</u>	<u>0.43</u>	<u>0.25</u>	<u>1.06人</u>						<u>0.36</u>	<u>0.11</u>	<u>0.10</u>	<u>0.57人</u>	
				<u>0.38</u>	-	<u>0.06</u>	<u>0.44人</u>						<u>0.36</u>	<u>0.68</u>	<u>0.31</u>	<u>1.35人</u>	
													<u>0.36</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.51人</u>	
収穫樹 (果実園)	1,000m ²	-	技師 B 技師 C 技師 D	<u>0.44</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.52人</u>	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。	収穫樹 (果実園)	1,000m ²	-	<u>主任技師</u> 技師 B 技師 C 技師 D	-	-	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
				<u>0.44</u>	<u>0.52</u>	<u>0.37</u>	<u>1.33人</u>						<u>0.34</u>	<u>0.12</u>	<u>0.10</u>	<u>0.56人</u>	
				<u>0.44</u>	-	<u>0.06</u>	<u>0.50人</u>						<u>0.34</u>	<u>0.91</u>	<u>0.38</u>	<u>1.63人</u>	
													<u>0.34</u>	-	<u>0.21</u>	<u>0.55人</u>	
竹 林	1,000m ²	-	技師 B 技師 C 技師 D	<u>0.19</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.27人</u>		竹 林	1,000m ²	-	<u>主任技師</u> 技師 B 技師 C 技師 D	-	-	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	
				<u>0.19</u>	<u>0.27</u>	<u>0.12</u>	<u>0.58人</u>						<u>0.14</u>	<u>0.13</u>	<u>0.06</u>	<u>0.33人</u>	
				<u>0.19</u>	-	<u>0.06</u>	<u>0.25人</u>						<u>0.14</u>	<u>0.48</u>	<u>0.13</u>	<u>0.75人</u>	
													<u>0.14</u>	-	<u>0.14</u>	<u>0.28人</u>	
苗木 (植木畑)	1,000m ²	-	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。	苗木 (植木畑)	1,000m ²	-	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人					技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	-	0.06	0.56人					技師 D	0.50	-	0.06	0.56人	

注 調査区域の地形等によって、表6-28の補正を行うものとする。

注 調査区域の地形等によって、表6-28の補正を行うものとする。

現 行

表6-28

地 形	<u>平坦地</u>	<u>丘陵地</u>	<u>傾斜地</u>	<u>急傾斜地</u>
<u>補正率</u>	<u>0.90</u>	1.00	<u>1.10</u>	<u>1.20</u>

改 正 後

表6-28

地 形	<u>判 断 基 準</u>	<u>補正率</u>
<u>平坦地</u>	<u>平坦な土地</u>	<u>1.00</u>
<u>丘陵地</u>	<u>ゆるやかな起伏のある土地</u>	1.00
<u>傾斜地</u>	<u>かなり勾配のある土地</u>	<u>1.30</u>
<u>急傾斜地</u>	<u>急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）</u>	<u>1.40</u>

現 行				改 正 後				
(5) 庭園の調査及び算定 庭園とは、 <u>調査区域(敷地)内</u> にあって、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものとし、その区分は表6-29によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-30により行うものとする。				(5) 庭園の調査及び算定 庭園とは、 <u>立竹木</u> 、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているもの <u>をいい</u> 、その区分は表6-29によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-30により行うものとする。				
表6-29				表6-29				
区 分	判 断 基 準			区 分	判 断 基 準			
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの			庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの			
庭 園 B	上記A以外の庭園、店舗、旅館、会館等にあって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されおり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの			庭 園 B	上記A以外の庭園、店舗、旅館、会館等にあって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されおり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの			
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されおり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの			庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されおり、総合的美的景観が形成されていると認められるもの			
表6-30				表6-30				
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 A	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	
庭 園 B	箇 所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

現 行								改 正 後																																																									
庭園 C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63人	技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78人	技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53人	技師 D	—	—	0.12	0.12人																																											
<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-31の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。</p>																																																																	
表6-31											表6-31																																																						
設備の 延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満																																																												
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">2,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="width: 10%;">5,000㎡以上 10,000㎡未満</td> <td style="width: 10%;">10,000㎡以上 14,000㎡未満</td> <td colspan="19"></td> </tr> <tr> <td>5.20</td> <td>8.70</td> <td>12.00</td> <td colspan="19"></td> </tr> </table>																						2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満																				5.20	8.70	12.00																			
2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満																																																															
5.20	8.70	12.00																																																															
<p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>墳墓等とは、<u>墳墓を設けるために墓地</u>として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する<u>墳墓等とし</u>、その区分は表6-32によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-33により行うものとする。</p> <p>この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$																																																																	
<p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>墳墓等とは、<u>墓地</u>として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する<u>死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい</u>、その区分は表6-32によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-33により行うものとする。</p> <p>この場合の直接人件費は、次式によるものとする。</p> $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$																																																																	

現 行				改 正 後				
表6-32				表6-32				
区 分		判 断 基 準		区 分		判 断 基 準		
寺院又は公営（私営を含む。）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）		寺院又は公営（私営を含む。）墳墓	墳墓A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）		
	墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）			墳墓B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）		
	墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）			墳墓C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）		
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの		上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基～5基程度あるもの		
	墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの			墳墓E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの		
表6-33				表6-33				
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	技師 A	0.25	0.04	0.04	0.33人	
			技師 B	0.25	0.25	0.25	0.75人	
			技師 C	0.25	0.12	0.06	0.43人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
			主任技師	—	—	0.05	0.05人	
技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人				
技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人				
技師 C	0.16	0.17	—	0.33人				
技師 D	—	—	0.16	0.16人				

現 行									改 正 後								
墳 墓 B	10m ²	5画地程度	技師 A	<u>0.36</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.44人</u>		墳 墓 B	10m ²	5画地程度	主任技師	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技師 B	<u>0.36</u>	<u>0.41</u>	<u>0.41</u>	<u>1.18人</u>					技師 A	<u>0.25</u>	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.39人</u>	
			技師 C	<u>0.36</u>	<u>0.12</u>	<u>0.06</u>	<u>0.54人</u>					技師 B	<u>0.25</u>	<u>0.46</u>	<u>0.56</u>	<u>1.27人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>					技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.17</u>	—	<u>0.42人</u>	
												技師 D	—	—	<u>0.27</u>	<u>0.27人</u>	
墳 墓 C	10m ²	7画地程度	技師 A	<u>0.50</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.58人</u>		墳 墓 C	10m ²	7画地程度	主任技師	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技師 B	<u>0.50</u>	<u>0.58</u>	<u>0.58</u>	<u>1.66人</u>					技師 A	<u>0.36</u>	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.50人</u>	
			技師 C	<u>0.50</u>	<u>0.16</u>	<u>0.06</u>	<u>0.72人</u>					技師 B	<u>0.36</u>	<u>0.65</u>	<u>0.78</u>	<u>1.79人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>					技師 C	<u>0.36</u>	<u>0.21</u>	—	<u>0.57人</u>	
												技師 D	—	—	<u>0.38</u>	<u>0.38人</u>	
墳 墓 D	10m ²	3～5基 (画地) 程度	技師 A	<u>0.30</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.38人</u>		墳 墓 D	10m ²	3～5基 (画地) 程度	主任技師	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技師 B	<u>0.30</u>	<u>0.33</u>	<u>0.33</u>	<u>0.96人</u>					技師 A	<u>0.21</u>	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.35人</u>	
			技師 C	<u>0.30</u>	<u>0.14</u>	<u>0.06</u>	<u>0.50人</u>					技師 B	<u>0.21</u>	<u>0.37</u>	<u>0.45</u>	<u>1.03人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>					技師 C	<u>0.21</u>	<u>0.21</u>	—	<u>0.42人</u>	
												技師 D	—	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	
墳 墓 E	10m ²	7基 (画地) 程度	技師 A	<u>0.50</u>	<u>0.04</u>	<u>0.04</u>	<u>0.58人</u>		墳 墓 E	10m ²	7基 (画地) 程度	主任技師	—	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
			技師 B	<u>0.50</u>	<u>0.58</u>	<u>0.58</u>	<u>1.66人</u>					技師 A	<u>0.36</u>	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.50人</u>	
			技師 C	<u>0.50</u>	<u>0.16</u>	<u>0.06</u>	<u>0.72人</u>					技師 B	<u>0.36</u>	<u>0.65</u>	<u>0.78</u>	<u>1.79人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>					技師 C	<u>0.36</u>	<u>0.26</u>	—	<u>0.62人</u>	
												技師 D	—	—	<u>0.38</u>	<u>0.38人</u>	
注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。									注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。								
注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数等の調査は、第5権利調査2墓地管理者等の調査で行うものとする。									注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数等の調査は、第5権利調査2墓地管理者等の調査で行うものとする。								

現 行	改 正 後
<p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略をあらかじめ把握するために行う調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。</p> <p>（留意点）</p> <p>建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。</p>	<p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略をあらかじめ把握するために行う調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。</p> <p>（留意点）</p> <p>建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。</p> <p><u>（図面等）</u></p>

現 行	改 正 後
<p>第9 移転工法案の検討</p> <p>7 機械設備設計（生産設備設計）</p> <p>構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査6工作物の調査(1)機械設備（(2)生産設備）に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費 図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。 図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費 算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。 算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費（生産設備含む） 機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。 見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数 <u>機械設備設計（生産設備設計）に係る技術者の標準員数は、表9-12（生産設備については、表9-13）及び表9-14のとおりとする。</u></p>	<p>第9 移転工法案の検討</p> <p>7 機械設備設計（生産設備設計）</p> <p>構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査6工作物の調査(1)機械設備（(2)生産設備）に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費 図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。 図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費 算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。 算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費（生産設備含む） 機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。 見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数 <u>機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-12及び表9-13のとおりとする。</u> <u>生産設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-14及び表9-15のとおりとする。</u></p>

現 行							改 正 後								
機械設備設計標準員数 表9-12							機械設備設計標準員数 表9-12								
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定							図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	<u>0.19</u>	<u>0.09</u>	<u>0.28人</u>		機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	<u>0.14</u>	<u>0.40</u>	<u>0.54人</u>	
			技師 A	<u>0.70</u>	<u>0.39</u>	<u>1.09人</u>					技師 A	<u>0.75</u>	<u>0.40</u>	<u>1.15人</u>	
			技師 B	<u>0.90</u>	<u>0.06</u>	<u>0.96人</u>					技師 B	<u>0.93</u>	—	<u>0.93人</u>	
			技師 D	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>					技師 D	—	<u>0.22</u>	<u>0.22人</u>	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99人</u>		機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02人</u>	
			技師 A	<u>1.89</u>	<u>1.08</u>	<u>2.97人</u>					技師 A	<u>2.29</u>	<u>2.31</u>	<u>4.60人</u>	
			技師 B	<u>2.43</u>	<u>0.17</u>	<u>2.60人</u>					技師 B	<u>2.76</u>	—	<u>2.76人</u>	
			技師 D	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>					技師 D	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99人</u>		機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02人</u>	
			技師 A	<u>2.35</u>	<u>1.35</u>	<u>3.70人</u>					技師 A	<u>2.87</u>	<u>2.89</u>	<u>5.76人</u>	
			技師 B	<u>3.03</u>	<u>0.21</u>	<u>3.24人</u>					技師 B	<u>3.45</u>	—	<u>3.45人</u>	
			技師 D	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>					技師 D	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99人</u>		機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02人</u>	
			技師 A	<u>2.70</u>	<u>1.54</u>	<u>4.24人</u>					技師 A	<u>3.30</u>	<u>3.33</u>	<u>6.63人</u>	
			技師 B	<u>3.45</u>	<u>0.23</u>	<u>3.68人</u>					技師 B	<u>3.97</u>	—	<u>3.97人</u>	
			技師 D	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>					技師 D	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.66</u>	<u>0.33</u>	<u>0.99人</u>		機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>1.02人</u>	
			技師 A	<u>3.05</u>	<u>1.74</u>	<u>4.79人</u>					技師 A	<u>3.73</u>	<u>3.76</u>	<u>7.49人</u>	
			技師 B	<u>3.93</u>	<u>0.29</u>	<u>4.22人</u>					技師 B	<u>4.49</u>	—	<u>4.49人</u>	
			技師 D	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>					技師 D	—	<u>0.63</u>	<u>0.63人</u>	

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。
注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。
注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

現 行								改 正 後														
								<u>見積徴収技術者員数</u> 表9-13														
								<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>職 種</u>	<u>外 業</u> 調 査	<u>内 業</u> 図面等 算 定		<u>計</u>	<u>備 考</u>	<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>規 模</u>	<u>職 種</u>	<u>内 業</u> 図面等 算 定	<u>計</u>	<u>備 考</u>
								<u>機械設備の見積</u>	<u>台</u> (装置)	<u>主任技師</u> <u>技師 A</u>	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人								
								注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。														
								注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。														
								注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。														
								注4 本表は、表6-18を再掲したものである。														
生産設備設計標準員数 表9-13								生産設備設計標準員数 表9-14														
<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>規 模</u>	<u>職 種</u>	<u>内 業</u> 図面等 算 定		<u>計</u>	<u>備 考</u>	<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>規 模</u>	<u>職 種</u>	<u>内 業</u> 図面等 算 定	<u>計</u>	<u>備 考</u>								
生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人								
			技師 B	0.66	0.31	0.97人					技師 B	0.66	0.31	0.97人								
			技師 C	0.58	0.06	0.64人					技師 C	0.58	0.06	0.64人								
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人								
生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人								
			技師 B	0.83	0.37	1.20人					技師 B	0.83	0.37	1.20人								
			技師 C	0.66	0.06	0.72人					技師 C	0.66	0.06	0.72人								
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人								
生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人								
			技師 B	0.56	0.25	0.81人					技師 B	0.56	0.25	0.81人								
			技師 C	0.50	0.06	0.56人					技師 C	0.50	0.06	0.56人								
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人								
生産設備D	設 備 当たり	—	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備D	設 備 当たり	—	技師 A	0.06	0.06	0.12人								
			技師 B	0.31	0.12	0.43人					技師 B	0.31	0.12	0.43人								
			技師 C	0.27	0.06	0.33人					技師 C	0.27	0.06	0.33人								
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人								

現 行			改 正 後			
<p>注1 本表の区分は、<u>表6-20</u>のとおりとする。</p> <p>注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は除く。）</p> <p>注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。</p> <p>注4 本表の歩掛は、<u>表6-21</u>の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>			<p>注1 本表の区分は、<u>表6-19</u>のとおりとする。</p> <p>注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は除く。）</p> <p>注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。</p> <p>注4 本表の歩掛は、<u>表6-20</u>の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。</p>			
見積徴収者員数			<u>表9-14</u>			
<u>機械設備の区分</u>	単 位	職 種	外 業	内 業		計
			<u>現 地 調 査</u>	<u>資 料 収 集</u>	<u>見 積 書 作 成</u>	
<u>A、Bに相当する もの</u>	台 (装置)	<u>主任技師 技師 A</u>	<u>0.27</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.39人</u>
			<u>0.27</u>	<u>0.27</u>	<u>0.54</u>	<u>1.08人</u>
<u>C、Dに相当する もの</u>	台 (装置)	<u>主任技師 技師 A</u>	<u>0.35</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.47人</u>
			<u>0.35</u>	<u>0.35</u>	<u>0.54</u>	<u>1.24人</u>
<u>Eに相当するもの</u>	台 (装置)	<u>主任技師 技師 A</u>	<u>0.54</u>	—	<u>0.12</u>	<u>0.66人</u>
			<u>0.54</u>	<u>0.54</u>	<u>0.54</u>	<u>1.62人</u>
<p><u>注1 生産設備の見積書を徴収するときは、当該生産設備の程度によって本表の区分に該当するものを認定する。</u></p> <p>注2 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p>注3 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。</p> <p>注4 本表の歩掛は、原則として2社の見積書の徴収に要する費用である。</p> <p>注5 本表は、<u>表6-19</u>を再掲したものである。</p>						

現 行	改 正 後							
	<u>見積徴収技術者員数</u>						<u>表9-15</u>	
	<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>職 種</u>	<u>外 業</u> <u>調 査</u>	<u>内 業</u> <u>図面等</u>	<u>算 定</u>	<u>計</u>	<u>備考</u>
	<u>生産設備の見積</u>	<u>台</u> <u>(装置)</u>	<u>主任技師</u> <u>技師 A</u>	<u>0.23</u> <u>0.23</u>	<u>—</u> <u>0.41</u>	<u>0.36</u> <u>0.23</u>	<u>0.59人</u> <u>0.87人</u>	
	<p><u>注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</u></p> <p><u>注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</u></p> <p><u>注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。</u></p> <p><u>注4 本表は、表6-22を再掲したものである。</u></p>							

現 行						改 正 後																									
(5) 規模による員数の補正 表9-12（生産設備表9-13）に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-15（生産設備表9-16）に示す数値を乗じて補正を行うものとする。						(5) 規模による員数の補正 表9-12（生産設備表9-14）に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16（生産設備表9-17）に示す数値を乗じて補正を行うものとする。																									
機械設備Aの場合 表9-15						機械設備Aの場合 表9-16																									
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満				機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																							
補正率	0.80	1.00				補正率	0.80	1.00																							
機械設備A以外の場合						機械設備A以外の場合																									
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満																				
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60												
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														

現 行						改 正 後																					
生産設備の場合 表9-16						生産設備の場合 表9-17																					
生産設備の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	生産設備の 延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満																
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> <td>7,000㎡以上 9,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3.40</td> <td>4.70</td> <td>6.20</td> <td>7.50</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満	3.40	4.70	6.20	7.50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> <td>7,000㎡以上 9,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3.40</td> <td>4.70</td> <td>6.20</td> <td>7.50</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満	3.40	4.70	6.20	7.50
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満																								
3.40	4.70	6.20	7.50																								
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満																								
3.40	4.70	6.20	7.50																								
<p><u>(6) 機械価格見積台数による算定員数の補正</u> <u>移転費の算定業務で、機械設備の再設費用を専門業者等の見積による場合にあっては、算定に係る員数を補正するものとする。補正は、表9-12の算定員数に表9-17の補正率を乗じて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表9-17</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">100㎡当たりの見積台数</th> <th style="text-align: center;">算定歩掛の補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>0.2台未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.90</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>0.2台以上0.5台未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.80</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>0.5台以上 1台未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.70</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1台以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.60</u></td> </tr> </tbody> </table>						100㎡当たりの見積台数	算定歩掛の補正率	<u>0.2台未満</u>	<u>0.90</u>	<u>0.2台以上0.5台未満</u>	<u>0.80</u>	<u>0.5台以上 1台未満</u>	<u>0.70</u>	<u>1台以上</u>	<u>0.60</u>												
100㎡当たりの見積台数	算定歩掛の補正率																										
<u>0.2台未満</u>	<u>0.90</u>																										
<u>0.2台以上0.5台未満</u>	<u>0.80</u>																										
<u>0.5台以上 1台未満</u>	<u>0.70</u>																										
<u>1台以上</u>	<u>0.60</u>																										

現 行			
<p>第13 補償説明 補償説明は、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法並びに建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1の区分によるものとする。 なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。 また、補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、本表の区分ごとの補正率欄に掲げる補正を行うものとする。</p>			
表13-1			
区 分	判 断 基 準		補正率
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第10章 第122条 （移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの又はこれに準ずると認められるもの		—
補償説明等B（補償説明等A以外のもの）	イ	全体的な判断基準	0.50
		土地のみ	
	ロ	土地及び工作物等	0.80
	ハ	土地及び建物	1.00
	ニ	土地及び建物並びに営業	1.30

改 正 後			
<p>第13 補償説明 補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法並びに建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1の区分によるものとする。 なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。 また、補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、本表の区分ごとの補正率欄に掲げる補正を行うものとする。</p>			
表13-1			
区 分	判 断 基 準		補正率
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第10章 第123条 （移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの又はこれに準ずると認められるもの		—
補償説明等B（補償説明等A以外のもの）	イ	全体的な判断基準	0.50
		土地のみ	
	ロ	土地及び工作物等	0.80
	ハ	土地及び建物	1.00
	ニ	土地及び建物並びに営業	1.30

現 行	改 正 後
<p>注1 土地の定義には、借地権を含む。</p> <p>注2 墳墓所有者（土地及び墓石等）は、「B-イ」を適用するものとする。</p> <p>注3 借地権に基づく建物所有者は、「B-ハ」を適用するものとする。</p> <p>注4 「B-ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。</p> <p>第15 工損調査等</p> <p>6 水準測量調査</p> <p>地盤変動影響調査算定要領第9条第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量」で計測しようとする場合は、毎年度国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」中第1編第2章第2節水準測量(4級水準測量観測)によるものとする。</p> <p>なお、歩掛の採用に当たっては、次の各号に基づき行うものとする。</p> <p>一 事前調査及び事後調査(中間を含む。)の水準測量に適用する。</p> <p>二 起業地の水準測量の既知点については、請負者に計測簿を貸与するものとする。</p> <p>三 水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。 直接人件費 = 1 km当たり単価×今回計測延長(km)</p> <p>四 計測延長は、次のとおりとする。 調査対象の建物の4面(東西南北の側面)の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。 なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。</p> <p>五 施工管理費は、(水準測量に要する労務費+機械経費)×施工管理費係数(0.09)により算定するものとする。</p> <p>六 諸経費については、測量の諸経費率を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>2 この基準は、平成23年12月2日から施行する。</p> <p>3 この基準は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>4 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>5 この基準は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>6 この基準は、平成28年10月1日から施行する。</p>	<p>注1 土地の定義には、借地権を含む。</p> <p>注2 墳墓所有者（土地及び墓石等）は、「B-イ」を適用するものとする。</p> <p>注3 借地権に基づく建物所有者は、「B-ハ」を適用するものとする。</p> <p>注4 「B-ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。</p> <p>第15 工損調査等</p> <p>6 水準測量調査</p> <p>地盤変動影響調査算定要領第9条第2項第1号の調査に当たり、建物の土台及び地盤高等を「水準測量」で計測しようとする場合は、毎年度国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」中第1編第2章第2節水準測量(4級水準測量観測)によるものとする。</p> <p>なお、歩掛の採用に当たっては、次の各号に基づき行うものとする。</p> <p>一 事前調査及び事後調査(中間を含む。)の水準測量に適用する。</p> <p>二 起業地の水準測量の既知点については、請負者に計測簿を貸与するものとする。</p> <p>三 水準測量の直接人件費の積算は、次の算式による。 直接人件費 = 1 km当たり単価×今回計測延長(km)</p> <p>四 計測延長は、次のとおりとする。 調査対象の建物の4面(東西南北の側面)の延長総和に、最短既知点から最短の調査対象の建物までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。 なお、端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの値とする。</p> <p>五 施工管理費は、(水準測量に要する労務費+機械経費)×施工管理費係数(0.09)により算定するものとする。</p> <p>六 諸経費については、測量の諸経費率を適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>2 この基準は、平成23年12月2日から施行する。</p> <p>3 この基準は、平成24年12月1日から施行する。</p> <p>4 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>5 この基準は、平成27年10月1日から施行する。</p> <p>6 この基準は、平成28年10月1日から施行する。</p> <p>7 この基準は、平成29年10月1日から施行する。</p>